

宇摩構想区域地域包括ケアワーキンググループ設置要綱

1 設 置

宇摩構想区域地域医療構想の実現に向け、地域包括ケアを担う各種の機関、団体等のリーダーの地域包括ケアシステムに関する認識の共有を図るとともに、宇摩構想区域における地域包括ケアシステムの構築に当たっての課題抽出と課題解決の方策を検討するため、愛媛県宇摩構想区域地域医療構想調整会議設置要綱第5条第2項に基づき、愛媛県宇摩構想区域地域構想調整会議（以下「調整会議」という。）の専門部会として、宇摩構想区域地域包括ケアワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2 任 務

疾病構造の変化や高齢化の進展により、従来の「治す医療」から「治し、支える」医療への転換が求められている。また、地域の医療提供体制を将来にわたり確保していくためには、医療機能の分化・連携の推進とともに、医療、介護、生活支援等の多様なサービスの提供により、高齢者等が住み慣れた地域で尊厳のある暮らしが継続できる地域包括ケアシステムを同時に構築していく必要がある。

これらのことを踏まえ、ワーキンググループは、次に掲げる事項の検討等を行い、その結果を調整会議に報告するものとする。

- (1) 地域医療構想と連動した地域包括ケアシステム構築についての検討
- (2) 県地域医療計画と市介護保険事業計画との整合性と進捗状況の確認
- (3) その他宇摩構想区域における地域包括ケアシステムの構築のための必要事項の検討

3 組 織

ワーキンググループは、調整会議の議長が指名する者で構成し、コーディネーターは四国中央保健所企画課長が務めるものとする。

4 会 議

ワーキンググループの会議は、コーディネーターが必要に応じ招集するものとする。

5 報 酬 等

ワーキンググループの会議に出席した構成員に対し、当該出席による報酬及び費用弁償は支給しない。

6 事 務 局

ワーキンググループの事務局は、四国中央保健所企画課に置く。

7 そ の 他

この要綱で定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、コーディネーターが調整会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年8月29日から施行する。